

## 三重県地域企業再起支援事業費補助金Q & A

### ○補助対象事業者

Q 1 当補助金を受けるための条件を教えてください。

A 1 食関連サービス産業等に携わる中小企業者が、「新しい生活様式」に対応するために実施する設備導入や施設改修、感染防止対策等の取組を行う場合に、その費用の一部を支援します。

申請には、新型コロナウイルス感染症により受けた影響・課題等を踏まえ、今後どのように事業を継続・再起していくかを示したうえで、補助事業の計画を立てていただく必要があります。施設の改修、設備の導入等は、事業計画に基づく必要があります。

Q 2 当補助金の対象となる食関連サービス産業等に携わる中小企業者とは、どのような事業者ですか。

A 2 補助対象事業者は、中小企業支援法第2条第1項に規定する中小企業者で、三重県地域企業再起支援事業費補助金交付要領の第3条に定義する食関連サービス産業を営んでいる事業者です。（中小企業支援法については、「[別記1](#)」の法律をご覧ください。）

Q 3 三重県内に本社がない場合も、申請できますか。

A 3 三重県内に本社がなくても、三重県内に事業所があれば、申請できます。

Q 4 主たる事業は食関連サービス産業ではありませんが、事業内容に食関連事業を含みます。今回の補助対象となりますか。

A 4 対象となります。ただし、三重県地域企業再起支援事業費補助金交付要領第3条に定めた事業に該当する部分のみ対象となります。事業計画書の企業概要欄には、会社全体と食関連部門のそれぞれの概要がわかるように記載してください。

Q 5 創業から間もない事業者ですが、申請を行うことができますか。

A 5 創業から間もない事業も申請できます。ただし、当補助金は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けていることを要件としているため、申請時に提出いただく

事業計画書にコロナの影響や課題を記載していただく必要があります。

創業から間もないために確定申告書や決算書を提出できない場合は、①開業届（法人は不要）及び、②事業実態が分かる書類（合計残高試算表や直近の売上台帳など）を提出してください。

## ○補助金額

Q 6 補助対象経費がいくら以上の事業が、当補助事業の対象となりますか。

A 6 当補助金の補助率は補助対象経費の4分の3以内、補助限度額は100万円以上、500万円までとなっています。申請する事業の補助対象経費（税抜）が1,333,334円以上であれば、その4分の3が100万円（千円未満切捨）以上となり、補助対象事業となります。

また、上限については、補助対象経費6,666,667円（税抜）以上が、補助金額の上限500万円となりますが、これを超える事業費を自己負担いただく形での申請は可能です。

## ○補助対象経費

Q 7 交付決定以前に購入した経費も対象となりますか。

A 7 交付決定前の経費については、認めていません。

交付決定日（令和2年12月上旬）以降に発生（発注・支払等）し、対象期間中（令和3年3月1日まで）に支払が完了した経費が対象となります。

Q 8 汎用機器（パソコン等）は、補助対象になりますか。

A 8 補助事業計画に基づく事業用途であり、他の用途での使用（目的外使用）がないと整理できる場合には、パソコンやタブレットPCなどの汎用機器であっても、補助対象となります。ただし、補助金交付後に目的外使用が判明した場合は、補助金交付の取消、返還の対象となります。

Q 9 他の補助金との併用は可能ですか。

A 9 国や県等の他の補助金を交付されていても、補助対象となる事業内容（対象経費）が重複しない場合は、申請可能です。

Q10 外注費の対象外の例として「不動産の取得」に該当する工事とありますが、どのような工事ですか。

A10 建物の増築や増床、物置等の設置の場合、屋根・周壁などを有していること、基礎等で土地に固着していること、家屋本来の目的（居住・作業・貯蔵等）を有し一定の利用空間を有していること、のいずれも満たす場合は、「不動産の取得」に該当します。コンクリートブロックの上に簡易物置やコンテナを設置しただけの状態は、「不動産の取得」に該当しません。

A11 備品の購入の際にかかった送料や設置費は、補助対象となりますか。

A11 送料や設置費などは、備品に付随する経費として補助対象となります。  
なお、振込手数料、代引き手数料等の支払い時に生じる手数料は、補助対象外となります。

## ○申請関係

Q12 消費税及び地方消費税の免税事業者ですが、補助金交付申請書は、消費税及び地方消費税込みの価格で記載してもよいですか。

A12 補助金交付申請書（第1号様式）については、要領第7条第2項に基づき、税抜きの額を記載していただくこととなりますが、免税事業者及び簡易課税事業者は、税込みの価格で記載してください。

Q13 事業計画書（第1号様式の2）は、どのくらいの分量を記載したらよいですか。また、写真や図表を使ってもよいですか。

A13 記載する分量・枚数の目安や上限はありませんが、事業計画の内容が分かるように具体的に記載してください。そのために、写真や図表を挿入したり、参考資料を添付したりすることは可能です。

Q14 支出計画書（第1号様式の3）の記載は、税抜き・税込みのどちらですか。

A14 課税事業者は税抜きで、免税事業者・簡易課税事業者は税込みで記載してください。なお、様式の項目には「税抜」と表記されていますので、税込みの場合は修正してください。

Q15 見積書の提出は必須ですか。

A15 見積書（1社）の提出は必須ではありませんが、カタログなど積算の根拠となる何らかの資料を添付してください。

Q16 支出計画書（第1号様式の3）の経費区分の欄には、何を記載しますか。

A16 補助金交付要領の補助対象経費（別表1）の経費区分を記載してください。具体的には、下表のとおりです。

区分
機械装置等費
外注費
設備処分費
その他の経費

Q17 法人が提出する登記簿謄本は、インターネットで取得した書面でも認められますか。

A17 インターネットの登記情報提供サービスで取得した書面は証明書ではありませんので、認められません。法務局で6カ月以内に発行され、登記官の印のある登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の提出をお願いします。（写しで可）

Q18 全ての県税（自動車税を含む。）について滞納のないことの証明書とは。どのように取得するのか。

A18 県税事務所が発行する納税証明書であり、滞納のないことを証明する書類です。取得にあたっては、最寄りの県税事務所の窓口において、納税証明書交付申請書に必要事項を記載のうえ、交付申請してください。

取得方法や申請書様式等は、[ホームページ（県税のページ）](#)に掲載しています。

## ○補助事業の運用

Q19 売買、請負、その他の契約をする場合は、必ず見積合わせが必要ですか。

A19 発注先（委託先）の選定にあたっては、原則として2者以上から見積もりをとる必要があります。特に1件あたり100万円以上となる場合については、2者以上から見積もりを取ることが必要となります。

ただし、発注する事業内容の性質上、見積もりを取ることが困難な場合は、該当する企業等を随意契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となります。

Q20 当補助金の申請を考えていますが、事業を開始できるのはいつ頃でしょうか。

A20 令和2年11月17日（火）に申請を締め切った後、審査を行い、補助事業を選定します。令和2年12月上旬までに事業採択にかかる通知を送付しますので、事業者は「交付決定通知」を受領後、交付決定額内で事業を開始いただけます。

Q21 補助金は申請すれば必ず交付されますか。

A21 審査がありますので、必ず交付されるわけではありません。

当事業の予算額は約3億円であり、予算の範囲内で交付決定します。

（例えば、1事業者の申請事業費がすべて300万円であれば、採択事業者は100社となります。）

《更新日》 令和2年11月5日作成

令和2年11月9日更新（Q13～16、Q21 追加）

令和2年11月12日更新（Q11、Q17、Q18 追加）